公立鳥取環境大学国際交流センター運営規程
平成２６年３月３１日
鳥取環境大学規程第１７号

 （趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学学則第７条に定める国際交流センター（以下「センター」
という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

 （業務）
第２条 センターは、公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する
ため、次の各号に掲げる業務を行う。
（１）国際交流の基本的な方針に関すること
（２）海外の大学及び研究機関との交流に関すること
（３）本学職員及び本学学生の海外派遣に関すること
（４）本学学生の海外留学支援に関すること
（５）外国人留学生の受入れ及び支援に関すること
（６）海外の大学及び研究機関からの研究者、職員及び学生の受入れに関すること
（７）英語村に関すること
（８）その他本学における国際交流の推進に関すること

（組織）
第３条 センターにセンター長及び副センター長を置く。
２ 前項に定める者のほか、事務職員を置くことができる。
３ センターの事務は、センター及び研究交流推進課が行う。

 （運営委員会）
第４条 センターに国際交流センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
２ 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
（１）センター長
（２）副センター長
（３）副理事長
（４）副学長補佐（地域連携・国際交流担当、学生生活・就職担当）
（５）事務局長
（６）その他学長が必要と認める者
３ 委員長は、センター長をもって充てる。また、副委員長は、副センター長をもって充てる。
４ 第２項第６号の委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
５ 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６ 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
７ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
８ 運営委員会は、第２項に規定する委員の過半数の出席をもって成立する。
９ 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ
る。
１０ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、必要な説明及び意見

を聴くことができる。

１１
 運営委員会の事務は、センターが行う。

（審議事項
）

第５条
 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（１）センターが行う第２条各号に掲げる業務に関する事項のうち重要なもの

（２）センターの運営に関する事項のうち、学長から諮問された事項

（３）その他センターの運営に関し委員長が必要と認めた事項

 （報告）

第６条
 委員長は、第５条に規定する審議結果を学長に報告する。

（委任
）

第
７
条
 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し
て必要な事項は、センター長
が
別
に定める。

附

則

 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附

則（平成２７年規程第２６号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附

則（平成２７年規程第３１号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附

則（平成２７年規程第３２号）

 この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附

則（平成２８年規程第３６号）

 この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附
 則（平成３０年規程第１７号）

 この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附
 則（平成３０年規程第２０号）

 この規程は、平成３０年４月
２日から施行する。

附
 則（令和２年規程第２８号）

 この規程は、令和２
年
４
月２８日から施行する。